

# 働きつづけよう! パパ・ママ

2014年度版

〜妊娠・出産・子育ての手引き〜



全日本赤十字労働組合連合会・女性部

# 全日赤は誰もが働きながら子どもを産み育てられる職場づくりに活動しています。

全日赤中央執行委員 五十嵐真理子  
松江赤十字病院労働組合(看護師)



人生において出産や子育ては大きな出来事です。妊娠や出産に伴い心境や体調の変化もあり、初めての体験で不安に感じることも多いことでしょう。私が初めて妊娠が分かり、組合の先輩に相談したとき「良かったね。おめでとう」と喜んでもらえ、とてもうれしかったです。日赤には、出産や子育てに関わる制度があります。女性だけでなく、男性も使える制度もありますので、ぜひ、この制度を活用しましょう。

## 目次

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| ① 妊娠が分かったら          | .....P.2  |
| ② 妊娠中の職場生活          | .....P.6  |
| ③ 産前・産後休暇を取るときは     | .....P.8  |
| ④ 産後休暇後に復職するには      | .....P.9  |
| ⑤ 育児休業              | .....P.10 |
| ⑥ パパも使える育児のための支援制度  | .....P.12 |
| ⑦ 育児をしながら働き続けるために   | .....P.14 |
| ⑧ 扶養手当とこども手当        | .....P.18 |
| ⑨ 非正規で働く皆さんへ        | .....P.19 |
| ⑩ 賃金と給付金に関して        | .....P.29 |
| ⑪ よくある質問            | .....P.32 |
| ⑫ 育休・育児短時間勤務に関する早見表 | .....P.34 |



# 1 “妊娠が分かったら

おめでとうございます!妊娠中も体調にあわせて仕事を続けられるさまざまな制度があります。制度を上手に活用するためにも、職場への報告は早めが良いですね。

## (1) まずはお住まいの市役所へ

- ① 妊娠が分かったら、お住まいの市町村の窓口でできるだけ早く母子手帳の申請を行ってください。(申請を行う際には、医療機関で発行される妊娠届出書や印鑑が必要な場合もあり各市町村によって違いますので必ず事前にHP等で確認しましょう。)
- ② 窓口では、母子健康手帳、父子手帳の交付とともに、妊婦健診を公費の補助で受けられる受診券や、保健師等による相談、母親学級・両親学級の紹介、各種の情報提供などを受けることができます。
- ③ 分娩前後に帰省するなど、住所地以外で過ごす場合は、その旨住所地及び帰省地の市区町村の母子保健担当に電話などで連絡をとり、母子保健サービスの説明を受けましょう。
- ④ その他、妊娠・出産についてのお悩みも、専門家にご相談ください。

## Q&A

**Q** 街でよく見かけるマタニティマークのストラップ。電車で席を譲ってもらったり急に倒れたりした時のために付けていた方が良いでしょう。でもどこでもらえるのでしょうか?

**A** 母子健康手帳と一緒にもらったり、雑誌の付録についていたり様々。厚生労働省のHPではデータでダウンロードもできます。



## (2) 健康診査を受けましょう

- ① 定期健診は必ず医師の指示に従って受けましょう。健診を受ける際は10,000円単位での自己負担がかかる場合があります。余裕のある現金と健康保険証、母子手帳、公費の補助で受けられる診察券を忘れずに持参しましょう。妊婦健診は、厚生労働省では原則14回までの無料化を打ち出していますが、自治体によって無料回数は異なります。ホームページなどで確認しましょう。
- ② 健診の日を勤務免除としての取り扱いを希望する場合は、「妊産婦の勤務免除措置請求簿」<sup>※</sup>を事前に上司に渡しましょう。また、通勤時の電車が混み母胎や胎児に影響が出ると医師または助産師からの指導があった場合も「請求簿」で1時間を越えない範囲で始業時間の繰り下げ等「通勤緩和」が受けられます。  
注) 施設の人事課及び総務部にあります。

## Q&A

**Q** 仕事が忙しくて、健診のために休みをとるのが難しいのですが?

**A** 妊娠すると、あなた自身やお腹の赤ちゃんの健康のため、定期的に健康診査を受ける必要があります。妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が申請すれば、健康診査を受けるための受診時間、受診するための医療機関等における待ち時間及び医療機関等への往復の時間は「勤務免除」となります。

|              |       |
|--------------|-------|
| 妊娠23週まで      | 4週に1回 |
| 妊娠24週から35週まで | 2週に1回 |
| 妊娠36週から出産まで  | 1週に1回 |
| 産後1年まで       | その間1回 |

ただし、医師や助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示された回数の確保が必要です。

※法律で事業主は健康診査のための必要な時間を確保することが義務づけられています。

「男女雇用機会均等法」第12条

※勤務免除された時間は給与減額されません。

「日本赤十字社職員就業規則準則」第36条3

「妊産婦の健康管理に関する協定」(1998.4.1)



### (3) 職場に報告しましょう

(職場の管理職)に妊娠したことを伝えます。

妊娠が分かたら早めに職場の上司に出産予定日を伝えましょう。その際に母子手帳を持って行くのも良いでしょう。また、妊娠中の体は非常にデリケート。「週休、時間外又は深夜勤務」の免除を請求することができます。その際は医師、もしくは助産師の「診断書」又はくみあいが作成している「時間外・休日労働・深残業の免除申請書」を上司に見せ、総務課に提出しましょう。また、「母性健康管理者指導事項連絡カード」でも良い場合があります。

### Q&A

**Q** 赤ちゃんができた!すごくうれしい出来事だけど、いつ、どんなタイミングで親や職場に報告すれば良いのかな…?

**A** 妊娠の報告のタイミングって意外に難しいですね。妊娠初期で心拍が確認されていない時には流産の可能性も高いので病院で心拍が確認される(5週目以降)に報告される方もいます。又、心拍確認後に妊娠証明書を出す病院もあるので一つの目安になりますね。ただ職場への報告は早めに伝えた方が良いでしょう。妊娠中の業務の軽減や必要な検診日を勤務免除にするのも申請が必要です。職場の上司に必ず報告し、勤務調整をしてもらいましょう。

### Q&A

**Q** 仕事を辞めるようにと言われた!どうすればいいの?

**A** 妊娠を上司に言ったら「妊娠したら仕事を辞めてもらうことになっている。」なんて言われたときは、すぐに労働組合に相談してください!妊娠を理由とした女性労働者への不利益扱いは正職員、非正規職員問わず法律で禁止されています。

### 重要

## 妊娠・出産・産前産後休業取得等を理由とする不利益取り扱いは禁止されています

妊娠・出産・産前産後休業取得等をしたこと、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や、深夜業の免除など労働基準法による母性保護措置を受けたこと、妊娠又は出産に起因する能率低下など理由とする解雇その他不利益扱いは禁止されています。

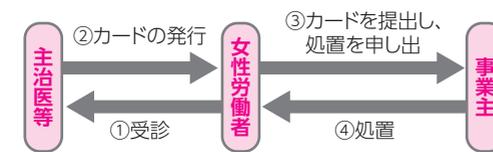
(男女雇用機会均等法第9条)

## 母性健康管理指導事項連絡カードの活用について (母健連絡カード)

母健連絡カードは、主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカードです。

### 母健連絡カードの使い方

- (1) 妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると主治医等に指導を受けたとき、母健連絡カードに必要な事項を記入して発行してもらいます。(①②)
- (2) 女性労働者は、事業主に母健連絡カードを提出して措置を申し出ます。(③)
- (3) 事業主は母健連絡カードの記入事項にしたがって時差通勤や休憩時間の延長等の措置を講じます。(④)



「母性健康管理者指導事項連絡カード」は、ほとんどの母子健康手帳に様式が載っています

※厚生労働省HPより(※母子連絡カードデータ参照)

## 2 “妊娠中の職場生活”

妊娠中はできる限り母胎を大切にしましょう。食事に気をつけること、タバコ、お酒は吸わない、飲まないのが赤ちゃんにとっていいですね。つわりや体調が悪くなりやすい場合等は、できる限り母胎を守る為に以下の制度を活用しましょう。

### 時間外、休日労働、深夜業の制限

妊娠中又は産後1年以内の女子から請求があった場合は、時間外労働、休日労働、深夜業に勤務させることはない。

(労働基準法第66条) 1991年7月1日協定書

※医師の診断書、妊娠証明書(母子手帳)時間外・休日労働・深残業の免除申請書の提出が必要な場合があります。

※非正規職員も請求できます。

### 軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

(労働基準法第65条) 1998年4月1日 妊産婦の健康管理協定書

※母子健康手帳や母性健康管理指導事項連絡カードを見せる必要がある場合があります。

※非正規職員も請求できます。

### 危険有害業務の就業制限

妊産婦については、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所での業務など、妊娠・出産等に有害な業務に就かせることはできないことになっています。

(労働基準法第64条の3)

### 通勤緩和等の措置

医師または助産師の指導がある場合、本人の請求により、①1日1時間を超えない範囲で始業時刻を繰り下げ、または終業時刻の繰り上げ、または②休息、捕食のための休憩時間が、有給で認められます。

(均等法第13条) 1998年4月1日妊産婦の健康管理協定

※非正規職員も請求できます。

## Q&A

Q 出産の費用負担が心配なのですが?

A 健康保険より、出産育児一時金が出ます。2009年10月1日より、出産一時金直接払い制度が始まりました。出産後に支給される出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関が行う制度で、直接支払制度を利用することにより、事前に出産費用を用意する必要がなくなります(原則として出産育児一時金の支給額範囲内)。手続きは出産する施設がおこないます。出産費用が出産一時金を超える場合は、差額を医療施設に払います。利用できない施設もありますので、事前に確認しましょう。もちろん、今まで通り出産後に直接受け取る事もできます。また、直接支払い制度をしていない施設に於いて「支払うお金が足りないかもしれない……」と心配な人は、出産の一ヶ月前に出産一時金の8割を無利子で前借り出来る便利な制度(出産融資(貸付)制度)もあります。利用した場合は、一時金は貸与額を差し引いた額が支払われます。妊娠4ヶ月(12週)以上でトラブルなどで医療機関への支払いが必要になった場合も対象になります。

**出産育児一時金は平成23年4月以降、支給額は42万円です。**

※在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、39万円

### 直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関が行う制度です。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

### 受取代理制度

妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ出産育児一時金が支給される制度です。

## 3 産前・産後休暇を取るときは

安心して出産を迎える為に産前産後休暇を取りましょう。請求用紙は各施設に置いてありますので必要事項を記載し、担当部署(総務課や人事課など)に提出しましょう。

### 産前休暇

出産予定日の7週間前(双子以上の場合は14週間)から、請求すれば取得できます。

### 産後休暇

出産の翌日から8週間は、就業させることができません。又、産後休暇の8週間の内、出産後の母胎を守る母性保護の観点から6週間は強制的な休業になり本人の希望でも就業することは出来ません(非正規職員も)。全日赤の協定では産後休暇は8週間となっています。

(労働基準法第65条) 労働協約24条

### 解雇制限

産前・産後休暇の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

(労働基準法第19条)

## Q&A

Q 産前産後休暇の日数の考え方は?

A 実際の出産が予定日より早ければそれだけ産前休暇が短縮され、逆に遅れた場合はその分延長されます。出産当日は「産前休暇」になります。

## Q&A

Q パパがとれる産前産後の休暇はありますか?

A パートナー(妻)が出産のため入院する日から出産当日以後2週間の範囲内の期間で3日以内の特別有給休暇をとることができます。(職員就業規則33条)

## 4 産後休暇後に復職するには

出産後8週間が経ったら(復職)するか(育児休業)を取得するかを決めます。復職する場合は、働きながら子育てをするための様々な権利を活用しましょう。

### ①育児(哺育)時間

生後1年に達しない乳幼児を哺育している女性職員は、1日3回、1回30分間の育児(哺育)時間を請求できます。

(労働基準法第67条) 労働協約第19条

### ②時間外労働、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限、危険有害業務の就業制限

産後1年を経過しない女性が請求した時には、妊娠中と同様に、これらが適用となります。

(労働基準法第64条の3、第66条) 1991年7月1日協定書

### ③母性健康管理措置

産後1年を経過しない女性は、主治医から指示があったときは、健康診査に必要な時間確保を申し出ることができます。また、指導を受けた場合には、必要な措置を受けることができます。

(男女雇用機会均等法第12条、第13条) 1998年4月1日協定書

### ④勤務時間の短縮等の措置、看護休暇制度

これらの制度や措置も利用できます。(詳しくは14~16ページをご覧ください)

# 5 育児休業

## 育児休業制度とは

3歳に満たない子を養育する職員は、男女問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

(日赤育児休業規定) 1995年4月1日 全日赤協定

## 育児休業をとるための手続き

育児休業を取得する場合は、育児休業の開始予定日の1ヶ月前までに「育児休業等に関する申出書」を施設に提出します。

## 育児休業を変更するとき

- ① 育児休業の撤回は、開始予定日の前日まで申し出ることができますが、特別な事情を除き、撤回後にその子の育休の申出はできません。
- ② 開始予定日の変更は、前日までに申し出ること、1回に限り予定日より前の日に変更することが可能です。
- ③ 終了予定日の変更は、1ヶ月前(特別な場合は2週間前)までに申し出ること1回に限り予定日より後の日に変更することが可能です。  
※終了予定日前への変更は認められていないので、上司の「早く出てきて」はダメ
- ④ 次の場合には、育児休業は終了となります。特別な事情を除き、終了後にその子の育休の申出はできません。
  - ・当該職員が産前産後休暇、介護休業、新たな育児休業が始まった時
  - ・その子が死亡、その他養育しなくなった時
  - ・その子が当該職員の子でなくなった時
  - ・その子が3歳になった時
  - ・育児休業期間が終了した時

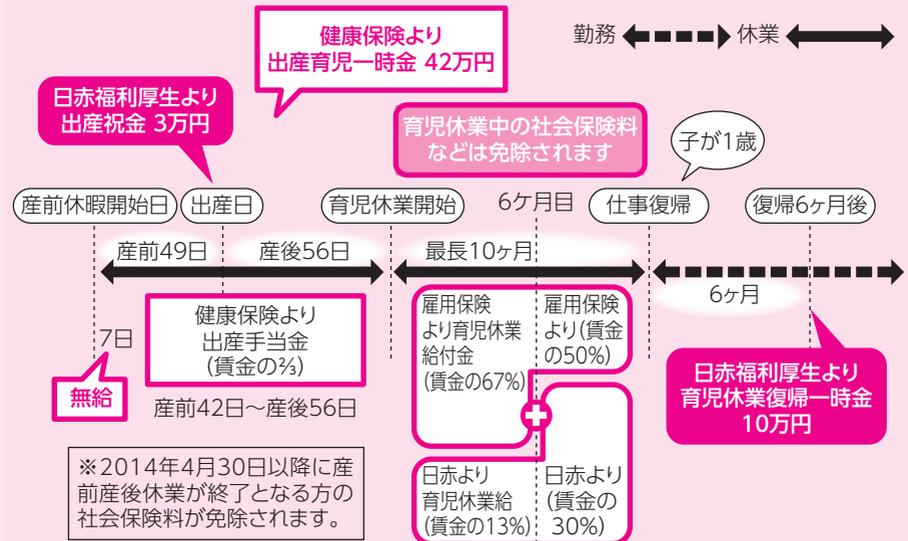
## 育児休業後の賃金の格付け

育児休業の期間は、すべての期間を勤務したとみなして復職時に格付けされます。  
※平成21年(2009年)4月1日より適用。それ以前に関しては休業期間の2分の1。

## Q&A

- Q こどもが1歳になるまで育児休業をとると、どのような賃金保障になるの？
- A 出産手当金や一時金などは申請書類の提出が必要となります。  
申請時期や必要書類は、施設の担当者に確認してください。

### 育児休業を子が1歳になるまで取る場合



※詳しくはP28をご参照下さい。

## Q&A

- Q こどもが1歳を過ぎても保育園待ちや配偶者が病気やけがで育児が出来ない場合、育児休業を延長したいと思います。その間の給付金等はどうなりますか？
- A もともと3年の育児休業を申請している場合該当しませんが、1歳まで育児休業の予定であったが、1歳を過ぎても「保育園に入園出来ない」「配偶者が病気やけがで育児ができない」など、育児休業が必要な場合は、1歳6ヵ月まで延長が出来ます。又、その際雇用保険より支給される育児休業給付金も延長されます。ただし、日赤独自の育児休業給は、1歳になるまで支給です。



# 6 パパも使える育児のための支援制度

パートナーと力を合わせて育児に取り組めたらいいですね。パパも使える育児のための支援制度を活用しましょう。

## ①妻の出産(3日間) (職員就業規則33条)

妻の出産の場合、請求すれば、3日以内(出産のため入院する日から出産当日以後2週間の範囲の期間)の特別有給休暇を取ることができます。

## ②育児休業(パパママ育休プラス) (育児休業制度のページ参照)

3歳に満たない子を養育する職員は、男女問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。

2010年7月から、

①パパ・ママ育休プラス制度ができ、父母ともに育休を取得する場合は、子が1歳2ヶ月になるまで育児休業給付金の支給期間が延長されました。

②父親の育児休業の再取得では、出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度の育児休業取得が可能になりました。また、2人同時に休業することもでき、配偶者が専業主婦(夫)でも、育児短時間勤務制度を利用していても休業できます。

☆パパの育休は子の出産直後より取ることができます。

## ③育児短時間勤務制度

(詳しくは14ページをご覧ください)

## ④時間外労働、深夜業の制限

## ⑤子の看護休暇

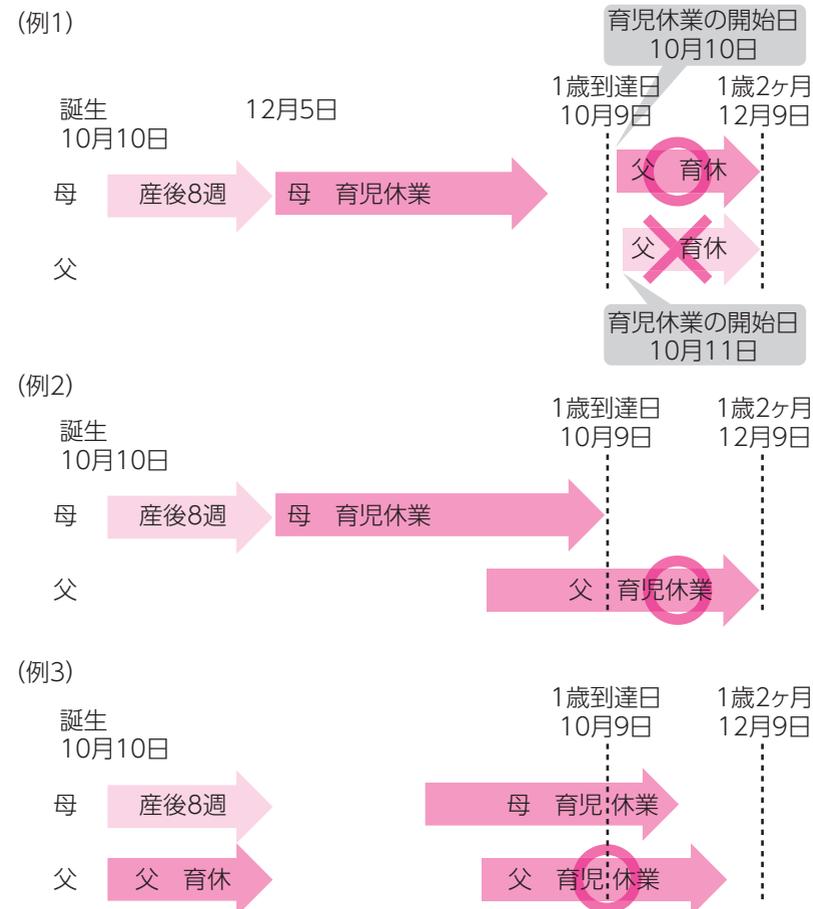
(詳しくは16ページをご覧ください)

## Q&A

Q パパ・ママ育休プラスってどんな制度なの?

A 「パパ・ママ育休プラス」は、男性の育児休業の取得促進を図る観点から、両親ともに育児休業をした場合の育児休業等の特例を設けるものです。特例の対象となるためには、配偶者が子の1歳到達日以前のいずれかの日において育児休業をしていることが要件となります。ただし、以下の育児休業については特例の対象なりません。

- ① 本人の育児休業開始予定日が、子の1歳到達日の翌日後である場合。
- ② 本人の育児休業開始予定日が、配偶者がしている育児休業の初日前である場合。ただし、育児休業給付金の対象期間(女性の場合は、誕生日以後の産前・産後休業期間を含む)については、1年間となります。



資料出所：厚生労働省「改正育児・介護休業法のあらまし」

# 育児をしながら働き続けるために

働き続けながら育児を行うことを可能とする、育児のための勤務時間短縮などを認める制度があります。制度を活用して育児をしながら働き続けましょう。

## ① 育児短時間勤務制度

- 1) 職員が小学校入学前の子を育てるために、1週間の所定労働時間を短くする制度。  
※「子」は実子および養子に限る。同居し育てている状態であること。
- 2) 働く日および時間帯は本人が決めて、施設は「事業の正常な運営を妨げる場合」を除き、これを承認しなければなりません。夜勤をする・しないの選択も本人が決めます。

### ① 育児短時間制度の種類

- (1) 1号育短…週の労働時間を19時間30分～25時間の範囲に短縮

#### 対象職員

正規職員、再雇用職員、嘱託・臨時・パートタイマー（フルタイム）

※ただし、次の者は除く

- ①再雇用職員の短時間勤務職員
- ②週の勤務時間が38時間45分に満たない非常勤嘱託、パートタイマー
- ③日々雇入れられた職員

#### 勤務時間

- 1) 一般の職員（交代制・断続制等の勤務者以外の職員）

|                          | 1日の労働時間          | 週の労働時間       |
|--------------------------|------------------|--------------|
| ① 週5日勤務                  | 4時間              | 20時間         |
| ② 週5日勤務                  | 5時間              | 25時間         |
| ③ 週3日勤務                  | 7時間45分           | 23時間15分      |
| ④ 週3日勤務                  | 2日間7時間45分、1日間4時間 | 19時間30分      |
| ⑤特別の場合は、2)の⑥（任命権者が設けた形態） |                  | 19時間30分～25時間 |

- 2) 交代制・断続制等の勤務者

⑥1週間当たり勤務時間が19時間30分から25時間までの範囲内になる勤務

※職員が自分で決める。夜勤を希望しない場合は勤務を決める際にあらかじめ夜勤時間帯を除きます。

- (2) 2号育短…1日の労働時間を2時間30分の範囲で短縮

#### 対象職員

1号育短と同じ。

#### 勤務時間

正規の勤務時間の始めまたは終わりに1日を通じて2時間30分を超えない範囲で30分を単位として短縮

※哺育時間（有給）を取っている職員は、2時間30分より哺育時間を引いた時間

| 始め       | 出勤    | 退勤    | 終り          |
|----------|-------|-------|-------------|
| 例) 育短30分 | 哺育30分 | 哺育30分 | 哺育30分 育短30分 |

- (3) 3号育短…1日の労働時間を6時間に短縮

#### 対象職員

正規職員、再雇用職員、嘱託・臨時・パートタイマー（フルタイム）

※ただし、次の者は除く

- ①日々雇入れられた職員
- ②1週間の所定勤務日数が2日以下の職員
- ③期限の定めのある職員で引き続き雇用した期間が1年未満

#### 勤務時間

1日の労働時間を6時間に短縮

### ② 育児短時間勤務の賃金

- 1) 勤務しない時間の給与は減額されます。

- ①勤務1時間当たりの給与額は、時間外手当等の算定基礎と同じ（賃金協定第31）
- ②自動車等を使用することを常例とする職員で、1ヵ月当たりの平均通勤回数が10回に満たない者の通勤手当の額は、半額に減らされます。

- 2) 時間外手当は、正規の勤務時間までは100/100（時間外労働は原則させない）
- 3) 一時金は、短縮された時間の合計が232時間30分（7時間45分×30日）を超える場  
には、超えた時間を在職期間から除算されます。

- 4) 昇級・昇格には影響しません。

### ③ 育児短時間勤務中の夜勤の有無について

育短中に夜勤を望まない場合は申請時に夜勤時間帯を外して申請しましょう。

注) 施設から「育短利用者でも月の何日かは夜勤をするルール」と言われても制度にそのようなルールはありませんので従う必要はありません。

### ③育児短時間勤務の年休

1) 育児短時間勤務職員(嘱託・臨時・パートタイマーを除く)の1月1日に付与される年休の日数は、次のとおりです。

| 1週間の平均勤務日数 | 5日  | 4日  | 3日  | 2日 | 1日 |
|------------|-----|-----|-----|----|----|
| 年休の付与日数    | 21日 | 17日 | 13日 | 9日 | 5日 |

2) 年の途中に育児短時間勤務を終了もしくは変更した場合には、その内容および時により計算された日数を新たに付与されます。

### ④育児短時間勤務の申し出

1) 1ヵ月前に届け出る。(出産予定日前に子が出生した等の場合は別)

2) 届け出る主な内容

- ①短時間勤務の形態(夜勤を希望しない場合は夜勤時間帯は除きましょう)
- ②初日(育児短時間勤務開始予定日)
- ③末日(育児短時間勤務終了予定日)

※1号育短の期間(初日から末日まで)は、1ヵ月以上1年以下に限られます。

3) 変更の届出

- ①開始予定日の変更は、1回に限り予定日より前の日に変更することは可能
- ②終了予定日の変更は、予定日より後の日に変更することは可能(小学校就学前で何回でも可能)
- ③一旦終了すると6ヵ月間は、取得出来ません。

## ②時差出勤等

職員が小学校入学前の子を育てるために、次のいずれかの取り扱いを申し出ることができます。

- ①**時差出勤**…始業又は終業の時刻を繰上げ又は繰下げること。
- ②**所定労働時間を超えない勤務**…災害等の勤務を除き、時間外を勤務させないこと。
- ③**時間外勤務の制限**…災害等の勤務を除き、1月について24時間、1年に150時を超えて時間外に勤務をさせないこと。
- ④**深夜勤務の免除**…条件により午後10時から午前5時までの間に勤務させないこと。

#### 対象職員

正規職員、再雇用職員、嘱託・臨時・パートタイマー(フルタイム)

※ただし、次の者は除く

- ①日々雇い入れられた職員
- ②1週間の所定勤務日数が2日以下の職員

## ③深夜勤務の免除

時差出勤等の④深夜勤務の免除の条件は、次のとおりです。

注) 育児短時間勤務の夜勤制限ではありません

1) 1回の申出は、1ヶ月以上6ヶ月の範囲内

2) 次の場合に該当する職員は、申出はできません。

- ①引き続き雇用された期間が1年未満の場合。
- ②夜勤専従者(所定勤務時間の全部が深夜にある職員)の場合。
- ③職員の配偶者(パートナー)で当該子の親が、次のいずれにも該当する場合。
  - ・配偶者が深夜に働いていない。(深夜勤務が1ヶ月に3日以下も含む)
  - ・配偶者が保育できる状態にある。(配偶者が負傷、疾病、身体もしくは精神上的の障害があり保育が困難な場合を除く)
  - ・配偶者が産前産後休暇の期間中でない

#### 請求方法

各施設にある『育児短時間勤務等に関する申出書兼通知書』に記載し提出します。

## ④子の看護休暇

小学校入学前の子を養育する職員には、その子の病院等(予防注射・予防接種・健康診断等も含む)の看護が必要な場合、年次有給休暇とは別に、1年に5日(子が2人以上は10日)の特別有給休暇があります。

#### 対象職員

男女を問わない正規職員、再雇用職員、嘱託・臨時・パートタイマー(フルタイム)

※ただし、次の者は除く

- ①嘱託・臨時・パート職員のうち、引き続き雇用された期間が6ヶ月に満たない者
- ②1週間の所定勤務日数が2日以下の者

#### 請求方法

休暇取得当日に電話で申出をし、届出が必要な場合は事後でもOk。

医師の診断書等の提出は義務づけられていませんが、証明をする際には医療機関の領収書や保育所を欠席した連絡帳のコピーでも良い。

## 8 扶養手当とこども手当

扶養手当は、扶養親族のある職員すべてに支給されます。中学校修了までの子どもを育てている場合は、住所地の市区町村役所に申請することでこども手当が支給されます。

### 扶養手当 (日本赤十字社職員給与要項) ※施設に申請(賃金協定21条)

扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とします。

- (1) 配偶者(届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

扶養手当の月額、扶養親族1人は13,000円とし、これを超える親族に対しては1人につき6,500円とする。ただし、扶養親族である子のうち満15歳に達する日後最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合には、扶養手当の月額を当該子1人につき5,000円加算した額とする。(賃金協定第21) 手続きは総務課、又は人事課の指定用紙を提出下さい。

### 児童手当 (旧こども手当) ※手続きは市区町村へ申請

中学校終了までの児童1人につき月額1万5千円を支給します。ただし、所得制限限度額以上の人には特例給付として児童1人につき月額5千円を支給します。

○平成24年4月からの児童手当は、児童の年齢や出産順に応じて受け取れる手当の金額が以下のとおりとなります。(平成23年10月以降の「子ども手当」と同額です。)

| 支給対象児童    | 1人あたり月額                 |
|-----------|-------------------------|
| 0歳～3歳未満   | 15,000円(一律)             |
| 3歳～小学校修了前 | 10,000円(第3子以降は15,000円※) |
| 中学生       | 10,000円(一律)             |

○ただし、平成24年6月分の手当からは、手当を受け取る人の所得が所得制限限度額以上の場合には、特例給付として児童1人につき5千円を支給します。

## 9 非正規で働く皆さんへ

### ～非正規職員の妊娠から育児休暇まで～

臨時職員だから…、嘱託職員だから…、妊娠したら職場を辞めなくちゃいけない。そう思いませんか?非正規で働いていても職場を辞めないで出産、育児の活用できる法律、制度があります。労働組合は正規、非正規問わず働き続けられる職場環境を目指しています。

職場

### 妊娠・出産・産前産後休業取得等を理由とする不利益取り扱いは禁止されています

妊娠・出産・産前産後休業取得等をしたこと、妊娠中の時差通勤など男女雇用機会均等法による母性健康管理措置や、深夜業の免除など労働基準法による母性保護措置を受けたこと、妊娠又は出産に起因する能率低下など理由とする解雇その他不利益扱いは禁止されています。

また、妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産・産前産後休業取得等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。

(男女雇用機会均等法第9条)

### 妊娠が分かったら

妊娠が分かったら、お住まいの市区町村の窓口にてできるだけ早く妊娠の届出を行ってください。定期健診は必ず医師の指示に従って受けましょう。

▶▶▶ 詳しくは2頁を見てね!

### 職場に報告しましょう

妊娠が分かたら早めに職場の上司に出産予定日を伝えましょう。その際に母子手帳を持って行くのも良いでしょう。妊娠中の体は非常にデリケートです。「週休、時間外又は深夜勤務の免除」を請求する事ができますよ。

▶▶▶ 詳しくは4頁を見てね!

## 非正規職員の処遇について

嘱託・臨時・パート職員の労働条件(就業規則)は正規職員とは違って、各施設で定める(施設と施設の労働組合の交渉等で決定する)事となっています。しかし決定される労働条件は、労働基準法を下回るものは無効になり(労働基準法通りとなる)、働き方や制度によっては正規職員と同様に取得できる事もありますので、利用できる制度や権利を知って上手に活用しましょう。また、困ったときは労働組合に相談しましょう。

## 妊娠中の職場生活と活用できる制度は

非正規職員(すべての嘱託・臨時職員およびパートタイマー)に適用される制度です。

### 時間外、休日労働、深夜業の制限

妊娠中又は産後1年以内の女子から請求があった場合は、時間外労働、休日労働、深夜業に勤務させることはしない。

※医師の診断書、妊娠証明書の提出が必要です。

(労働基準法第66条)1991年7月1日協定書

### 軽易業務転換

妊娠中は、他の軽易な業務への転換を請求できます。

※母子健康手帳や母性健康管理指導事項連絡カードを見せる場合があります。

(労働基準法第65条)1998年4月1日 妊産婦の健康管理協定書

### 危険有害業務の就業制限

(労働基準法第64条の3)

### 通勤緩和等の措置

(均等法第13条)1998年4月1日妊産婦の健康管理協定



## 産前・産後休暇を取るときは

安心して出産を迎える為に産前産後休暇を取りましょう。請求用紙は各施設に置いてありますので必要事項を記載し、担当部署(総務課や人事課など)に提出しましょう。

▶▶▶詳しくは8頁を見てね!

## 育児休業を取るときは

非正規職員(嘱託・臨時職員およびパートタイマー)も育児休業を取ることができます。労働組合は、だれもが働き続けられる職場をめざして育児休業の取得を応援します。

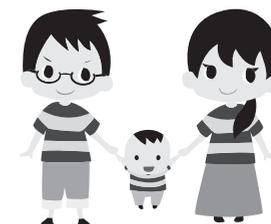
### 育児休業を取ることができる非正規職員は

嘱託・臨時職員およびパートタイマーは(3歳未満の子を養育する期間の定めのない男女職員(日々雇い入れられた者及び期間を定めて雇い入れられた者で引き続き雇用した期間が1年未満の者を除く)※有期雇用職員については、後述の通り一定の条件を備えた人に適用を認めています。)が申し出た場合、育児休業を取ることができます。

- ①3歳に満たない子を養育する男女職員  
(パートナーが専業主婦(夫)でも、育休中、育短中でも取得できます。また、男性は産後8週までの育休とは別に再度、育休が取得できます)
- ②「子」は実子および養子に限る
- ③同居し育てている状態であること

### 育児休業制度とは

3歳に満たない子を養育する職員は、男女問わず、希望する期間子どもを養育するために休業することができます。



### 育児休業をとるための手続き

育児休業を取得する場合は、育児休業の開始予定日の1ヶ月前までに「育児休業等に関する申出書」を施設に提出します。

### 育児休業を変更するとき

- ① 育児休業の撤回は、開始予定日の前日まで申し出ることができますが、特別な事情を除き、撤回後にその子の育休の申出はできません。
- ② 開始予定日の変更は、前日までに申し出ること、1回に限り予定日より前の日に変更することが可能です。
- ③ 終了予定日の変更は、1カ月前(特別な場合は2週間前)までに申し出ること、1回に限り予定日より後の日に変更することが可能です。  
※ 終了予定日前への変更は認められていないので、上司が「早く出てきて」はダメ
- ④ 次の場合には、育児休業は終了となります。特別な事情を除き、終了後にその子の育休の申出はできません。
  - ・ 当該職員が産前産後休暇、介護休業、新たな育児休業が始まった時
  - ・ その子が死亡、その他養育しなくなった時
  - ・ その子が当該職員の子でなくなった時
  - ・ その子が3歳になった時
  - ・ 育児休業期間が終了した時

## 非正規職員(嘱託、臨時職員及びパートタイマー)の育児休業中の給与等について

- ・ 雇用保険より育児休業給付金(賃金の67%:6ヶ月以降は50%)が支給されます。
- ・ 日本赤十字社育児休業規程により育児休業給(賃金の13%:6ヶ月以降は30%)が支給されます。(※雇用保険の被保険者である事が条件)05年2月18日全日赤協定注)日赤より非正規職員に支給される育児休業給について、平成17年2月18日付副社長通知では、非正規職員(嘱託、臨時職員及びパートタイマー)については、給与要項が適用されないが、次世代育成支援推進法(平成15年法律第120号)の趣旨を体して同等の取り扱いとすることとしたので留意されたい、としている。

## Q&A

**Q** 半年更新の契約職員です。4年半更新を繰り返してきました。産休中に更新日を迎えます。施設は次の半年(6ヶ月)契約更新するって言うけどその後は分からないって…。育児休業取れますか？

**A** 期間を定めて雇用される職員で次のいずれにも該当すれば育児休業をとることができます。

- (1) 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること
- (2) 子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されていることが見込まれること。
- (3) 子の2歳の誕生日の前々日までに労働契約期間が満了しており、かつ、契約更新されないことがあきらかでないこと。

質問の場合でも、育児休業を申請することはできますが、取得できるかは施設が1年を超える労働契約を約束するかによって変わってきます。

労働組合では幾度も更新を行い、何年も働いている非正規職員は実質的には期間の定めのない労働者として考え、施設と団体交渉することもできます。組合に相談してみるのも1つの選択肢ですよ。

期間職員の育児休業取得は厚労省「育児・介護休業法のあらまし」フローチャートを参考にしてみましょう。(フローチャートP26参照)

▶▶▶詳しくは次頁を見てね!



「子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること」に該当するケース

A 申出時点の労働契約の終了日が子の1歳の誕生日以後

(例)



B 書面または口頭で労働契約の更新可能性が明示されており、申出時点の契約と同じ長さでもう一度契約が更新されたならば、その更新後の労働契約の期間の末日が子の1歳の誕生日以後

※労働契約が更新される可能性の明示とは、以下のような場合があたります。

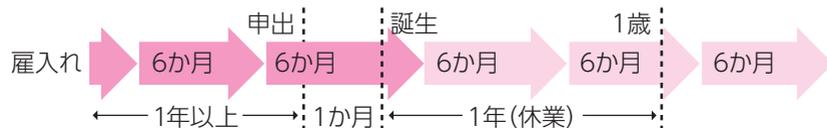
- (1) 契約を更新する場合がある。
- (2) 業績が良ければ更新する。
- (3) 更新については会社の業績に応じ、契約終了時に判断する。

(例)



C 書面又は口頭で労働契約が自動更新であると明示されている場合で、更新回数の上限が明示されていない、又は、更新回数の上限が明示されているが、その上限まで契約が更新された場合の労働契約の期間の末日が子の1歳の誕生日以後

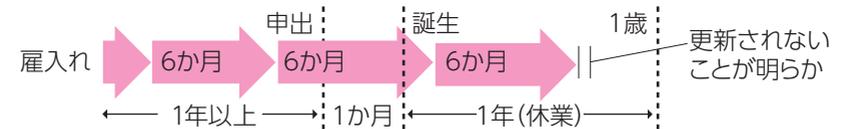
(例)



「子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること」に該当しないケース

D 書面又は口頭で労働契約の更新回数の上限が明示されており、その上限まで契約が更新された場合の労働契約の期間の末日が、子の1歳の誕生日以前

(例)



E 書面又は口頭で労働契約の更新をしない旨が明示されており、申出時点の労働契約の期間の末日が子の1歳の誕生日の前日以前

(例)



F 書面又は口頭で労働契約の更新可能性が明示されているが、申出時点の契約と同一の長さで契約が更新されても、その更新後の労働契約の期間の末日が、子の1歳の誕生日の前日以前

(例)



☆ただし、A～Fに該当する場合であっても、

- (1) 雇用の継続の見込みに関する事業主の言動
- (2) 同様の地位にある他の労働者の状況
- (3) 当該労働者の過去の契約の更新状況等の実態を見て判断されることもあります。

## 期間雇用者が育児休業をすることができるかの判断フローチャート



期間を定めて雇用されている

要件①:引き続き一年以上雇用されていますか

はい

いいえ

要件②:子の1歳誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれていますか

育児休暇の対象となりません

要件②:更新についての明示がありますか

雇用契約書の「更新する場合がある」に○があるかどうか

ある

ない

24～25ページのA～Fのどのパターンに該当しますか

ただしP25下段にあるように、実態を見て子どもの1歳の誕生日以降の雇用継続の見込みを判断する場合があります。

子どもが1歳の誕生日を迎えた後も引き続き雇用されることが見込まれるか実態を見て(24ページ)判断します。

A、B、C  
の場合

D、E、Fの場合

見込まれる

見込まれない

要件③:子どもの2歳の誕生日の前々日までに雇用契約が満了し、更新されないことが申出時点で明らかになっていませんか

育児休暇の対象となりません

なっていない

なっている

育児休業をすることができます

育児休暇の対象となりません

## 復職したときに活用できる制度は

働き続けながら育児を行うことを可能とする、育児のための勤務時間短縮などを認める制度があります。制度を活用しながら働き続けていきましょう。

### ①育児短時間制度(1)1号育短(2)2号育短(3)3号育短

(1)職員が小学校入学前の子を育てるために、1週間の所定労働時間を短くする制度です。働く日および時間帯は本人が決めて、施設は事業の正常な運営を妨げる場合を除き、これを承認しなければなりません。

▶▶▶14ページ参照

(2)正規の勤務時間の始めと終わりにおいて1日を通じて2時間30分(哺育時間も含む)を超えない範囲内で30分を単位として1日の所定労働時間を短縮して勤務

▶▶▶15ページ参照

(3)1日の労働時間を6時間に短縮

▶▶▶15ページ参照

### ②時差出勤(日赤育児休業規程第17条)

対象者:1週間の労働日数が2日以下の者を除く小学校入学前の子を養育する男女職員

(1)始業又は終業時刻を繰り上げ又は繰り下げること。1日の労働時間は変わらず

(2)時間外勤務をさせない。(災害等臨時の勤務を除く)

(3)時間外勤務の制限。(1ヶ月について24時間、1年につき150時間を超えて時間外に勤務をさせない。)

(4)深夜勤務の免除。

▶▶▶16ページ参照

### ③育児のための所定外労働の免除(育介法16条の8)

対象者:3歳に満たない子を養育する男女職員

請求の方法と期間:1回につき、1月以上1年以内の期間について開始日と終了日を明らかにして開始予定日の1ヶ月前までに請求。子が3歳まで何回でも請求可能。

参考資料:厚生労働省「育児・介護休業法のあらまし」

# 10 賃金と給付金に関して

出産・育児の大変さを金銭面でサポートする手当金や一時金、給付金があります。申請が必要なものもありますが、忘れずに受け取りましょう。

## 産前産後休暇中の手当金等

### 出産手当金

- 産前産後休暇期間中は健康保険からの出産手当金の支給のみ。
- 被保険者が出産のため仕事を休み、給料を受けられないときは出産手当金が支給されます。  
支給期間は出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から、出産後56日までの間で支給額は欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2。(42日+56日)

※注意:全日赤・本社間の協定により、産前休暇は出産予定日の7週間前から取得できます。健康保険から支給される出産手当金は産前6週なので、全日赤は産前・産後休暇はすべて賃金保障するように要求しています。現在、産前休暇を本人の希望により有給休暇で対応している施設もあります。

### 出産育児一時金・出産手当金(出産したとき)

- 健康保険の被保険者が出産したときは出産育児一時金として被扶養者が出産したときは家族出産一時金として、1児ごとに420,000円が支給されます。(出産には妊娠4カ月(85日)以降の出産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶が含まれる) ☆併給はされない
- ①直接支払制度(妊婦等と合意にもとづき医療機関等が請求と受け取りを代行)
- ②受取代理制度(妊婦等があらかじめ出産前に出産一時金を請求し、医療機関等に受け取りを委任)。希望する場合は出産育児一時金支給申請書に受取代理人である医療機関等の記名・押印を受け、出産前に提出する。

### 出産祝金(30,000円)

- 日赤厚生年金基金の加入者または配偶者(妻)が出産した時は、慶弔見舞金の一環として支給される。加入者同士が結婚している場合は双方に支給されます。

対象者：正職員、再雇用職員

日本赤十字社厚生年金基金の加入が1年以上を超えた者

## ④ 育児のための時間外労働の制限(育介法17条、18条)

対象者：(1)小学校就業前の子を養育する男女職員  
非正規職員の取得は以下の場合、除外されます。

- ①雇用されて1年未満の者
- ②1週間の労働日数が2日以下の者

制限される時間外労働：1ヶ月について24時間、1年間について150時間を超える時間外労働はさせてはならない。

請求の方法と期間：1回につき、1月以上1年以内の期間について開始日と終了日を明らかにして開始予定日の1ヶ月前までに請求。子の就業日の前日まで何回でも請求可能。

## ⑤ 深夜業の制限(育介法19条、20条、日赤育児休業規程第17条)

対象者：(1)小学校就業前の子を養育する男女労働者  
非正規職員の取得は以下の場合、除外されます。

- ①雇用されて1年未満の者
- ②深夜に常態として子どもを保育できる同居の家族がいる場合
- ③1週間の労働日数が2日以下、又は夜勤専従者等所定労働時間が深夜にある者

請求の方法と期間：1回につき、1月以上6月以内の期間について開始日と終了日を明らかにして開始予定日の1ヶ月前までに請求。子の就業日の前日まで何回でも請求可能。

## ⑥ 子の看護休暇(就業規則第33条13、全日赤協定02年4月24日)

年次有給休暇とは別に1年5日(対象子が2人以上の場合は10日)まで、予防接種や健康診断、病気や怪我をした子の看護のための特別有給休暇が取得できる。

対象者：小学校入学前の子を養育する男女職員※両親が同時取得可能  
非正規職員の取得は以下の場合、除外されます。

- ①雇用されて6ヶ月未満の者
- ②1週間の労働日数が2日以下の者

請求の方法：休暇取得当日に電話で申出を行う事も可能。申出書の提出が必要な場合は事後でもOK。証明書類は医療機関の領収書、保育所を欠席した連絡帳のコピーでも良い。

## 育児休業中の賃金(給与)および給付金

### 育児休業給(施設から支給)

- 育児休業にかかる子が1歳に達する日までの間、本俸、扶養手当、地域手当、住宅手当および広域移動手当のそれぞれ13%(\*) (育児休業の開始から6か月経過後は30%)相当額が賃金として施設より支払われる。日赤独自の制度でパパとママが日赤職員で同時に育児休業を取得しても育児休業給は支払われます。支給日は翌月となります。(2014.5.1実施)
- ※期末・勤勉手当…育児休業の期間は在職期間から除算する。
- ※昇給・昇格…当該期間を100/100以下の換算率により、在級・在職したものとみなす。
- ※退職一時金…育児期間中の1/2を勤務したものとみなす。

### 育児休業給付金(雇用保険から支給)

- 子が1歳になるまで雇用保険から支給されます(延長の時は1歳6ヶ月) 休業開始時の賃金月額67%(\*) (開始から6か月経過後は50%)相当額となっています。支給期間は子どもが1歳になるまで支給、但しパパママ育休制度プラス制度を利用の場合は子どもが1歳2ヶ月(※女性の場合は産後休業期間を含む) 育児休業期間中に育児休業基本給付金として2ヶ月毎に施設(事業主)へ書類を提出し施設がハローワークに申請して支給される。
- <支給対象期間の延長>1歳まで育児休業予定であったが、1歳を過ぎても「保育園に入園できない」「配偶者が病気やケガで育児が出来ない」など育児休業が必要な場合は1歳6ヶ月まで延長可能です。

### 育児休業復帰一時金(10万円)

- 日赤の全社福利厚生から、育児休業が終了し職場に復帰6か月を経過した時点で支給される。
- 対象者：雇用保険の被保険者
- ※出産手当金や一時金などは申請書の提出が必要。申請時期や必要書類は施設の担当者に確認して下さい。

### 育児休業後の賃金の格付け

育児休業の期間は、すべての期間を勤務したとみなして復帰時に格付けされます。

## Q&A

Q 育児休業等期間の保険料・標準報酬月額はどうになりますか?

- A ○育児休業等期間について、健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者分・事業主分とも、事業主の申し出(育児休業等取得者申出書)により、徴収されない。免除期間中も被保険者の資格に変更はなく、育児休業取得直前の標準報酬月額が保険給付に用いられる。保険料を徴収されない期間 = 育児休業開始月~終了予定日の翌日の月の前月まで。(予定日以前に終了した場合は「育児休業等取得終了届」を提出)。
- 尚、2014年(平成26年)4月30日以降に産前産後休業が終了となる方(平成26年4月分以降の保険料)が対象となり社会保険料が免除になります。
- ・産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間)の保険料が免除されます。
  - ・手続きは施設が行います。

## 育短・部分休業に関する賃金(給与)

### 賃金

- 休業分を時間単価(俸給、地域手当、遠隔地手当、医師確保調整手当、特殊勤務手当、役付手当、広域移動手当等)の1時間あたり単価で減額。
- ・扶養手当、住居手当、寒冷地手当、単身赴任手当は全額支給。
  - ・時間外手当・休日出勤手当、深夜手当、役付特別勤務手当は勤務実績に応じて支給。
  - ・自動車通勤手当の場合、1カ月の通勤所要回数が10回に満たない場合1/2に減額。

### 期末・勤勉手当

勤務し得なかった時間の合算が30日を超えた場合に当該超過期間を在職期間から除算。

### 昇給・昇格

通常の昇給・昇格

### 退職一時金

除算せず(全期間を通算)

## 職場からのよくある質問?

### Q&A

**Q** 男性職員の場合で、妻の出産予定日の次の日から育児休業を2週間取得予定でした。しかし予定日より4日遅れの出産となりました。この場合、育児休暇の数はどうなりますか?

**A** 前もって育児休業を申請した際に指定した開始日(出産予定日翌日)から取得になります。まだ子どもが生まれていなくても育児休業が始まります。尚、終了日の変更には1ヶ月前までの申請が必要です。2週間取得というこの場合は終了日の変更が原則出来ませんので年休取得で対応するなど注意が必要です。

男性が子の出産直後より育児休業する際は、出産予定日より数日ずらして開始日を設定し、出産前後は特別有給休暇(妻の出産:3日間)や年休で対応したり、育休の開始予定日を前倒しすることは出来ますのでそのように対応することも出来ます。全日赤は男性の育児参加を全面的に応援しています!ぜひ賢く制度活用下さい。

### Q&A

**Q** 女性看護助手で、育児休業中です。2ヶ月後に子どもの1歳の誕生日を迎え育児休業が終わりますが、最近、師長に呼ばれて「職場も人手不足だし育児休業終了を1ヶ月早めてくれないかしら?もう総務課には伝えてあるし」と半ば強引に育児休業を早く終わらせるよう促されました。子どもの保育園も決まっていなし、師長に言われたら職場復帰しなくちゃいけないですか?

**A** 育児休業制度では事前に申し出た育児休業の終了予定日は前倒し出来ない事になっています。施設の都合でも、職員の都合でも予定日より前に変更することは出来ません。

ご相談のケースは、「制度上、前倒し出来ないみたいなので…」と師長に伝えるか、しつこく早期の復職を言われるようであれば是非組合にご相談下さい。

※終了予定日を後に変更することは1回に限り可能です。

### Q&A

**Q** 福祉施設で働く女性の嘱託職員です。正規職員にならないと出産するときの産前産後休業が取れないと同僚から聞きました。施設の事情で正規職員になれるか分からないし…。妊娠したら辞めないといけないのですか?

**A** 非正規職員(嘱託・臨時・パート)であっても働きながら妊娠、出産をする権利はあり、産前産後休業は取得できます。産前休業は本人の申し出で産前7週間前より取得可能です。産後は8週間の休業が出来、この内、出産後の母胎を守る母性保護の観点から6週間は強制的な休業になり施設側から職場復帰を命令出来ないのはもちろんの事、出産した女性本人からも就業を申し出ることは出来ません。また、妊娠・出産を理由にした解雇や労働条件の不利益変更等は法律で禁止されています。非正規職員だから…とあきらめる必要はありません。(※)労基法通りの場合は6週間前

### Q&A

**Q** 女性看護師です。妊娠中で「母胎に良くないので夜勤は止めた方が良い。」と医師から言われていますが、師長が「夜勤できないならパートになって」と言われ悩んでいます。どうすればいいでしょうか?

**A** 妊娠中に夜勤等無理な勤務をすると、切迫流産、死産を招くおそれもあり、夜勤免除を申し出る事を強く勧めます。実際、日勤労働者と比較しても夜勤をする交替制勤務者(看護師等)の切迫流産、早産の割合は2倍近くになり、夜勤が妊娠異常を招くことは明らかです。職員から夜勤免除の申請があった場合、施設は拒否する事は出来ません。又、夜勤が出来ないからという理由でパート職員にさせるような労働条件の不利益変更は法律で禁止されています。パート職員になる必要も無い事とそのような師長の発言はマタニティハラスメントになる可能性もありますのですぐにご相談下さい。



## 育休・育児短時間勤務に関する早見表

|             | 育児休業   | 勤務時間を短縮する制度  |   |                   |
|-------------|--|--|---|-------------------|
|             |  | 1号   | 2号  | 3号                |
| 内容          | 休業   | 1週間19時間30分～25時間 *1日の勤務時間・1週間の勤務日数ともに短縮できる  | 1日に2時間30分までの休業(30分単位)<br>*1日の勤務時間を短縮できる   | 1日の労働時間は6時間       |
| 勤務時間        | 勤務せず   | 19時間30分～25時間/週   | 26時間15分～38時間15分/週   | 1日6時間 30時間～37時間/週 |
| 対象となる子      | 3歳まで   | 小学校入学前まで   |   |                   |
| 対象者         | ・正規職員<br>・再雇用職員<br>・嘱託職員(期間雇用者で勤続1年未満の者を除く)  | ・正規職員<br>・再雇用職員(フルタイム)<br>・常勤職員(日々雇い入れた者、非常勤嘱託、パートタイマー職員を除く)                                       | ・正規職員<br>・再雇用職員<br>・常勤職員(週2日以下、日々雇い入れた者、勤続1年未満の職員を除く)   |                   |
| 不承認事項       | なし(注1)   | 事業の正常な運営を妨げる場合   |   |                   |
| 請求期限        | 1ヵ月前<br>(特別な場合は1週間前)   | 1ヵ月前(特別な場合は1週間前)   |   |                   |
| 請求単位        | なし   | 1ヵ月～1年   | 1日～(30分/回)  | 1日～               |
| 再度取得        | 特別な事情の時と、父親が出産後8週間以内に育児休業を取得したときは再度取得可能  | 特別な事情がない限り<br>6ヵ月を経過後に再度取得可能   | 可能  |                   |
| 期間の延長       | 可能(原則1回まで)   | 可能   |   |                   |
| 賃金及び育児休業給付金 | ・子が1歳まで俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、広域移動手当の13%(6ヶ月以降は30%)<br>・育児休業給付金は賃金の67%(6ヶ月以降は50%)雇用保険から | ・休業分を時間単価(俸給、地域手当、遠隔地手当、医師確保調整手当、特殊勤務手当、役付手当、広域移動手当)の1時間あたり単価で減額。<br>・扶養手当、住居手当、寒冷地手当、単身赴任手当は全額支給。 | ・時間外手当・休日出勤手当、深夜手当、役付き特別勤務手当は勤務実績に応じて支給。<br>・自動車等通勤の場合、1ヵ月の通勤所要回数が10回に満たない場合、1/2に減額。<br>・通勤手当は、給与要綱第27条第7項の規定に基づき支給しない(1日も勤務しない場合は、支給しないの意) |                   |
| 期末・勤勉手当     | 育児休業の期間は在職期間から除算する   | 勤務し得なかった時間の合算が30日超えた場合に  | 当該超過期間を在職期間から除算   |                   |
| 昇級・昇格       | 通常の昇格・昇級   |  |   |                   |
| 退職一時金       | 1ヶ月以上の休業は2分の1を除算する   | 除算せず(全期間を通算)   |   |                   |
| 時間外の命令      | —  | 原則として不可  |   |                   |
| 年次有給休暇      | —<br>(付与は21日されている)   | 勤務日数に応じた日数<br>*週5日の場合は21日  | 21日   |                   |

(注1:申し出をする日から起算して、1年以内に雇用関係が終了する場合、不承認になります。)

申請日 年 月 日

## 週休・時間外・夜勤免除申請書

施設長 殿

日本赤十字社職員就業規則第29条の2に則り、以下の通り申請を行います。

|      |                                    |
|------|------------------------------------|
| 所属   |                                    |
| 氏名   |                                    |
| 免除期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日                      |
| 免除理由 | 妊娠による母体保護のため                       |
| 免除項目 | (週休) (時間外) (夜勤) ※該当する項目はすべてO印で囲むこと |
| 備考   | 年 月 日 出産予定<br>年 月 日 より産前産後休暇予定     |
| 添付文書 | 診断書 ・ 妊娠証明書 (母子手帳) どちらか            |

### 備考) 労基法第66条

使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第32条の2第1項(1ヶ月単位の変形労働時間制)、第32条の4第1項(1年単位の変形労働時間制)及び第32条の5第1項(1週間単位の変形労働時間制)の規定にかかわらず、1週間について第32条第1項の労働時間、1日について同条第2項の労働時間を超えて労働させてはならない。

2 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第33条第1項及び第3項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日に労働させてはならない。

3 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、深夜業をさせてはならない。

付: 正職員と同様に、嘱託・臨時・パート職員においても同様に適用されます。

注) この用紙は妊産婦が夜勤免除を申請する為の所定用紙が無い為、全日本赤十字労働組合連合会女性部が作成したものです。





## 全日本赤十字労働組合連合会・女性部

〒110-0013東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館8F

TEL.03-3876-2186 FAX.03-3876-2187